

内閣文庫所蔵昌平坂本『元和寛永小説』

越坂, 裕太
九州大学大学院人文科学府 : 修士課程

<https://doi.org/10.15017/1928648>

出版情報 : 鷹・鷹場・環境研究. 2, pp.89-114, 2018-03-20. Faculty of Arts and Science, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

史料紹介 内閣文庫所蔵 昌平坂本『元和寛永小説』

The Narrative Written by a Page to Tokugawa Hidetada, 1615-44 (*Genna Kan'ei Shōsetsu* 元和寛永小説)

越坂 裕太

KOSHISAKA, Yuta

はじめに

本稿では、国立公文書館内閣文庫に伝来する『元和寛永小説』について翻刻・紹介する。本史料は徳川秀忠の事績についての回想記であるが、江戸鷹場の成立過程や近世初期の鷹狩の具体的様相を知ることのできる史料として興味深い内容を持つ。本研究会の目的に照らして、優先的に紹介すべき史料と判断される。

なお、本史料はすでに小池進氏による翻刻・紹介がある（「史料紹介」『慶元年記』所収元和寛永小説」（本郷高等学校校紀要『塔影』二十五集、一九九二年）。ただし、小池氏は『慶元年記』所収本を底本としたが、記者や成立経緯、あるいは伝本の系統なども含め、検討すべき点を残している。また、公表された掲載誌自体も入手しにくいものであるため、ここに改めて全文を翻刻・紹介することで、本史料を共通利用できる環境を整えたい。

一 『元和寛永小説』の伝来状況

国立公文書館内閣文庫所蔵史料のうち、『元和寛永小説』の表題を持つ史料は三点伝来している。それぞれの『元和寛永小説』は単体ではなく、

複数の史料と共に一括して伝来することから、以下では、これらについてもあわせて検討する。

・水野本

まず、小池進氏が底本として用いた『慶元年記』（一五〇函七一号）六冊本がある。各書冊には「引馬文庫」の蔵書印と勾玉形の「雑史」印が押されており、水野忠邦旧蔵本であるとわかる。本稿ではこれを水野本と称することとする。

水野本の第一冊目の表表紙には、

此書慶長元和小説ト全同書ナリ、且小説モ慶長記（板坂ト斎筆記ヲ云）等諸書ヲ綴輯シタル者ナレハ断然不採用書トスヘシ

（※へ内は割書、以下同）

と墨書がある。さらに一丁目オモテには、

此書ノ巻一ハ慶長年中記（板坂ト斎筆記）ニシテ、巻二以下ハ慶長元和寛永小説ナリ、二書並ニ単行ノ書アリ、

慶長年中記ハ三年ニ起リ五年ニ終リ、慶長元和寛永小説ハ慶長六年ニ起リ寛永四年ニ終ル、自ラ別種ナリ、小説ハ慶長年中記ヲ綴輯セシモノニアラス

と朱書の貼紙がある。これは、巻二以下が板坂ト斎筆「慶長年中記」と

は別種であると墨書を批判しているので、墨書↓朱書の順で記されたとわかる。

実際の構成を他の類本を参考にして示すと、次のようになる。(丸カッコ内は後掲の類本による仮題、表表紙には外題として「慶元年記」及び冊番号が記される)

- 第一冊 板坂卜斎著『慶長年中記』
- 第二冊 『慶長小説』慶長六年〜十年
- 第三冊 『慶長小説』慶長十一年〜十三年
- 第四冊 『慶長小説』慶長十四年〜十六年
- 第五冊 『元和小説』元和元年〜九年
- 第六冊 『寛永小説』元和十(寛永元)年〜寛永四年

『元和寛永小説』

水野本では、『元和寛永小説』以外は内題を持たない。そのため、朱書の記者は内容から第二冊以下を「慶長元和寛永小説」と判断したのだが、実際に第一冊と第二冊以下では性格が異なる。また、『慶長小説』は徳川家康、『元和小説』『寛永小説』は徳川秀忠の動向を中心に、それぞれ編年体で記録され、「小説」という表題から想起されるような散文体の文章ではない。他の日記と比較しても記事は正確であり、『徳川実紀』の編纂にも利用された形跡がある。

問題の『元和寛永小説』は、第六冊目に『寛永小説』に続けて掲載されているが(三十二丁)、これは散文体で徳川秀忠の事績を回想しており、それ以外の「慶長元和寛永小説」とは明らかに内容が異なる。

・昌平坂本

次に、「昌平坂」の黒印を持つ六冊本がある。これは表表紙に外題が記され、『慶長小説』三冊(一五〇函八〇号)、『元和小説』一冊(一五〇函一〇二号)、『元和寛永小説』一冊(一五〇函一〇四号)、『寛永小説』一

冊(一五〇函一〇三号)となる。いずれも表表紙の右上に「談話」の小紙片が貼られ、最終丁には「昌平坂」黒印が押されており、昌平坂学問所内に開設された記録調所の収集資料であることを示している²⁾。

このシリーズを昌平坂本と称する。実際の外題は以下のようなになる。

- 第一冊 『慶長小説 一』 自慶長六年至同十年
 - 第二冊 『慶長小説 二』 自慶長十一年至同十三年
 - 第三冊 『慶長小説 三』 自慶長十四年至同十六年
 - 第四冊 『元和小説 四全』 自元和元年至同九年
- ※「四」の上に貼紙で「全」と修正あり、第五・六冊も同
- 第五冊 『元和寛永小説 五全』
 - 第六冊 『寛永小説 木全』 自寛永元年至同四年

外題の修正状況からも、当初は六冊本として写され、後に単体で扱われるようになったことがわかる。昌平坂本では、『元和寛永小説』が単独で第五冊目に置かれ(三十九丁)、板坂卜斎『慶長年中記』は含まれない。

そして、第六冊(最終冊)の『寛永小説』には次のような奥書がある。

右天保辛丑以岩村侯家蔵本写し、原本奥書云、慶長小説三冊、元和小説一冊、元和寛永小説一冊、寛永小説一冊、全部六冊、寛保辛酉之冬以林家之本写之トアリ

つまり、昌平坂本の原本は林家蔵本であり、寛保元辛酉年(一七四一)冬に林家本が写されて岩村藩松平家蔵本となり、さらに天保十二辛丑年(一八四一)に昌平坂学問所において写本が作成されたとわかる。岩村藩の關係から林述斎の関与がうかがえよう。要するに、林家本↓岩村藩本↓昌平坂本と写本が作成された。

また、第五冊『元和寛永小説』については、単独で次の奥書を持つ。

右太田和泉守家蔵之書也、享保元年丙申之秋備台覽、聞出自保科主税家、不知其実否、

太田和泉守³家蔵本を享保元丙申年（一七一六）秋に、將軍徳川吉宗の
閱覽に備えて保科主税⁴家から聞き出したものだが、その実否はわから
ない、としている。この奥書は水野家本には見られないため、水野家本
と昌平坂本は別系統と考えられるが、成立の経緯に関し林家蔵本から写
した過程を明記する昌平坂本が善本と言えるだろう。また、小池氏が昌
平坂本の方が水野本よりも一条多い点を指摘しているが、水野本は他に
も字句の脱落等が複数見られ、この点でもやはり昌平坂本が善本と判断
される。ただし、内容的な差はほとんど無いといつてよい。

・福田本

最後に『寛永小説自元年至四年／元和寛永小説全』（一五〇函九六号）
の表題を持つ一冊本がある。これは、『寛永小説』と『元和寛永小説』（四
十二丁）を収録し、一丁目に「福田文庫」「静岡学校」の朱印が押され、
料紙には黒色の九行野紙が用いられている。巻末に昌平坂本と同じ奥書
（「右大田和泉の家蔵之本也、・・・」）が付属することや、字句や表記の
類似性。から見て昌平坂本と同系統の写本に位置付けられる。

これを福田本とするが、同じく「福田文庫」「静岡学校」印を持つ『慶
長年中記』（一六六函四一号）一冊、『慶長小説』（一五〇函七六号）三冊、
『元和小説』（一五〇函九七号）一冊とも本来は同一出所と考えられる。
国文学研究資料館の蔵書印データベースによれば、「福田文庫」印は福田
敬園⁵の蔵書印とされる。伝来経緯は不詳だが、野紙使用や書体等から
みて近世後期の写本と考えられる。

以上、内閣文庫に伝来する『元和寛永小説』の伝来状況を確認した。
水野本・昌平坂本・福田本の三種類の写本が存在し、このうち福田本は
昌平坂本と同系統に位置付けられる。現段階で水野本と昌平坂本との関
係は不明だが、本稿では昌平坂本が善本であると判断し、底本に使用す

ることとした。

また、『元和寛永小説』とまとまって伝来する『慶長年中記』『慶長小
説』『元和小説』『寛永小説』の存在も明らかになった。このうち、『慶長
年中記』には、將軍吉宗より「一覽可仕旨⁷」の上意があったとする奥
書が付され、「板坂卜斎覚書」などの題で広く流布している。さらに付言
すると、内閣文庫には、他にも『慶長小説』『寛永小説』と題されながら、
右とは内容の異なる書冊も複数伝来する。これらは「林家蔵書」「昌平坂
学問所」「浅草文庫」等の蔵書印を有し、奥書からは、享保二年（一七一
七）から三年にかけて林鳳岡信篤が林家所蔵の記録から抄出して作成し、
將軍徳川吉宗の閱覽に備えたことや、その原本は当時の將軍近臣が語つ
た内容を林道春信勝が書き留めたものであったことなどが判明する。

上記史料は、いずれも「小説」という表題から等閑視される傾向にあ
った。しかし、享保期にこれら一連の「小説」が整理された点や、『徳川
実紀』にも引用された点に着目すれば、その収集・編纂過程を明らかに
することの意義は認められよう。各書の内容の検討とあわせ、全容の解
明は今後の課題としたい。

二 『元和寛永小説』の内容・記者について

1 内容

『元和寛永小説』は、將軍時代後半から大御所期にかけての徳川秀忠。
とその周囲について記した回想録である。記者（回想者）は元和四年（一
六一八）頃から寛永九年（一六三二）にかけて秀忠に近侍した人物であ
り（後述）、後年に自身の見聞を語ったものと考えられる。形式としては、
事項ごとに一箇条を立てて記述しており、序文・目録等は備わらない。
昌平坂本巻末の奥書については先述した。概ね以下の二部構成となつて

いる。

前半 元和期から寛永九年にかけての秀忠の日常生活。(記者の見聞に基づく江戸城内の年中行事、秀忠の一日の生活、側近・咄衆の名前、鷹や鷹狩の話、西丸移徙後の書院番・花畑組他の体制、秀忠死去前後の様子など)

後半 記者の出仕中の見聞に加え、他者からの聞書や死後の世評等も織り交せて記述される秀忠の人物像など。

ただし後半部に含まれる記者幼少期の記憶に基づいた情報(坂崎直盛・最上義俊・本多正純・大久保長安・福島正則等に関する騒動)については、誤認識も見られるため注意が必要である。

本史料の最大の特徴は、二代將軍徳川秀忠の近侍者による覚書という点にあり、他史料からは得難い内容を数多く含む。特に秀忠死去時の様子は臨場感をもって描写されており、秀忠が幼少期から学問・兵法に熱心に取り組んでいた様子や、花や鷹狩を好み、鼓や鉄砲を得意としたことなども近侍者ならではの視点から記録されている。秀忠の事績録として知られる貞享元年(一六八四)成立『東武実録』にはこうした記述は見られず、秀忠の人物像やその周囲の雰囲気を知る上では必須の史料となるだろう。

そして鷹との関連でいえば、秀忠が使用した鷹場、鷹との接し方、鷹匠の動向など、鷹狩についての具体的エピソードが記録されている。鷹狩を愛好した秀忠が足繁く鷹場へ出向く様子から様々な情報を読み取れるとともに、秀忠の周囲の状況から近世初期の鷹場政策の背景を知ることができるといっても興味深い史料である。

2 記者

このように元和期・寛永初期に関する様々な情報を伝える『元和寛永

小説』であるが、記者が特定されておらず活用しづらい状況にあった。

本史料に注目した小池氏も、記者は「秀忠に極めて近い位置にあり、秀忠に日常的に接することのできた人物」とするにとどめている。そこで本稿では、記述内容に基づいて記者の特定を試みたい。結論から述べると、永井直重を記者と推定している。

『寛政重修諸家譜』(以下、『寛政譜』)によれば、永井長八郎直重は永井直勝の四男であり、尚政・直清・直定を兄に持つ。慶長九年(一六〇四)に生まれ、元和四年(一六一八)に十五歳で徳川秀忠の小姓に召出された。寛永三年(一六二六)に父の遺領から三千二百石を相続し、同五年八月に式部少輔に叙任。その後の詳細は記されないが、病により勤めを辞したとあり、天和二年(一六八二)七十九歳で死去。すでに継嗣に先立たれていたため永井家は断絶となった。

以下では、永井直重と推定する根拠を本史料中より挙げていく。注目されるのは、直重の父である永井右近大夫直勝に関連した記事が多い点であるが、そこには記者が直勝の縁者であることを示唆する記述が含まれている。

まず注目するのは慶長十八年(一六一三)の大久保長安の死去後に、その一門や配下の代官らが処罰された事件の記事である。

我等駿河ニ幼少にて居申、大坂前の事にてしかと不存候、併石見召仕候頭立候者年寄衆皆々御預ケ候、右近大夫所へハ勘十郎と申者参候、夫は覚申候(三七頁下段)

当時の記者(「我等」)は駿河に在住していたが、幼少のためはっきりとは覚えていない。しかしながら、大久保長安配下の主だった者が各所に預けられ、永井直勝邸では勘十郎(不詳)なる人物を預かったことは覚えていて、ということになる。ここから、慶長十八年当時の記者は幼少で、駿府城下の直勝邸で過ごしていたことがわかる。

その後は江戸に移り、元和二年（一六一六）の坂崎出羽守直盛の騒動時に、江戸中が「さわき申候」（二六頁下段）ことを回想している。これは同年四月の家康死去後、江戸で出仕する直勝に従ったものと解釈できる。さらに、元和五年の福島正則改易の際は、「我等ハ笠間二罷在候」（四一頁下段）とある。当時の常陸笠間城主は永井直勝であるため、やはり直勝の下で過ごしていることとなる。

他にも、直勝から指物をもたらした話（三七頁上段）や、直勝の指示で鷹を腕に据えて秀忠の前に出た話（三〇頁下段）が見られ、直勝との親密な関係が読み取れる。

上記から、記者が永井直勝の縁者であることは明白であり、息子と推測できる。そこで直勝の四人の息子について、①慶長十八年から元和初年にかけて幼少であった、②秀忠の小姓として勤めた経歴を持つ、という二点に注目して見ていくと、本文中に「信濃守」として登場する長男尚政や二男直清は、①の年齢条件に該当しない¹⁰。また、幼少期から徳川家光の小姓をとめる三男直貞は、②に該当しない。残るは四男直重だが、先述のように元和四年頃から秀忠の小姓として出仕し¹¹、①・②とも該当することになる。さらに、本史料中では青山大蔵亮（幸成）組の「花畑番頭」として「永井式部少」の名が挙げられる（三四頁上段）。この永井式部少輔こそが直重であり、とすれば、家光の將軍宣下後も西丸「花畑番頭」¹²として大御所秀忠に勤仕したことになる。『寛政譜』では小姓以後の経歴を欠くが、「花畑番頭」として西丸まで従ったとすれば、秀忠の側回りや死去の様子が詳細に描写される点も納得でき、本史料の記者にふさわしい人物と見なせる。

なお、後継が途絶えたこともあってか、秀忠死後の直重の動向はほとんど伝わらない。秀忠の遺物分けで銀三百枚を与えられているが¹³、その後の動向としては、寛永十一年（一六三四）の上洛供奉¹⁴、万治二年

（一六五九）の城門警護¹⁵などが伝わるのみである。

以上により、内容からの推論にはなるものの、永井直重を『元和寛永小説』の記者として確定できる。以下では、直重が記者である（あるいは、直重の語る内容が筆記された）ことを前提に話を進めていく。

3 記者永井直重の勤仕の様子

永井直重が小姓、後に「花畑番頭」を務めたことは既述したが、その勤仕の様子についても、確認しておこう。

まず花畑組について、これは後の小姓組番だが、成立期の実態については不明な点が多い。その形成過程については慶長十一年（一六〇六）に書院番と共に設置されたというのが通説だが、小池進氏は元和八年（一六二二）十一月の本丸御殿完成などを契機に書院番から分離したと分析する¹⁶。元和八年段階で六組だが、秀忠の西丸移徙後は本丸四組・西丸六組となり、將軍家光・大御所秀忠それぞれに付属する体制が整った。また、初期においては將軍側近が小姓組番頭（本史料中では「花畑組頭」）を兼務しており、幕閣輩出機能を担った点も指摘されている¹⁷。

その職務について、本史料の内容および後世の小姓組番の職掌との比較により類推を行うと、冒頭に見られる儀式の際の給仕、將軍の警護や殿中警備、鷹狩や紅葉山東照宮参詣等の外出時の供奉などを担ったと考えられる。また、秀忠の病床に粥を運んだり（三五頁下段）、秀忠が「我等花すきを御存知被成」（四〇頁上段）とする場面からは、近習的な側面も認められる。花畑組の名称は、詰所（黒書院西湖の間）の前庭に花畑があったことに由来するが、秀忠がその花畑までやって来て、番士銘々に言葉をかける様子も記されており（三〇頁上段）、秀忠にとって身近な親衛隊であったと推察される¹⁸。

続いて、本史料を読み進める上で注意すべき点として、直重が活動す

る空間と「表」・「奥」との関係を描き指摘しておく。

本史料に見える直重の行動範囲は、外出や儀式を除けば、「御座之間」を中心とした秀忠の日常生活の空間に属することがわかるが、まず、この秀忠側廻りの生活空間の外側を「表」と呼ぶ場合がある。例えば、元日¹⁹や嘉祥の記事（ともに二九頁下段）の「表ニ被為成御座候」という時の表とは、秀忠が諸大名を集めた大広間の儀式空間に出ることを意味している。また、伊沢政信が「御膳番御免、表へ御出し被成候」（三七頁下段）とあるのは、側廻りの職を解いて表向の職に転出させたものと解釈できる。この関係では、秀忠の生活空間は奥である。

そして、この奥の生活空間が「表」と称される場合もある。例えば、秀忠の病臥時に、「奥ニ御寝成候時も御座候、又ハ表へ被為成、御養生被遊候時も御座候」とあるが（三四頁下段）、この「表」が表向の儀式空間ではなく、奥向の「御座之間」や寝所を指すことは明白であり、小姓や直重らの看病を受けたものと考えられる。「奥」は後の大奥にあたり、奥向女中らが世話したのであろう²⁰。最終的に、「御薬もきき不申候付、表ニて御養生被成候」ことになり、秀忠はそのまま「表」で息を引き取った。

まとめると、永井直重の活動範囲は、江戸城の御殿の中でも秀忠の日常生活や病の看病が行われる奥向の生活空間が中心で、大名らが登城して儀式が行われる表向の空間と区別される。他方で、この奥向の生活空間はさらに表方と奥方（大奥）とに分かれ、その関係では表と呼ばれることになる²¹。以上のように「表」と「奥」の関係は相対的に変化するため、文脈に応じて把握する必要がある。

なお、江戸城の御殿構造は、表・奥（中奥）・大奥という三空間で説明されることが多い²²。史料中で上記名称が固定的に用いられるわけではないが、当てはめるとすれば、直重が活動したのは「奥（中奥）」の空間

ということになるだろう。

三 『元和寛永小説』にみる秀忠と鷹

上記を踏まえ、秀忠の鷹との関わり方について二つの視点から本史料の内容を紹介しておきたい。

1 近世初期の鷹場

近世初期の將軍家の鷹場の形成過程や支配構造については根崎光男氏の研究に詳しい²³。まずは根崎氏の研究を参照しつつ、本史料に登場する鷹場の概要を整理する。

秀忠が利用した鷹場について、本史料では、草加・岩淵・葛西・西新井・六郷・板橋・池上・柳原の八か所を列挙し（三一頁下段）、他に千住も登場する。いずれも江戸から五里以内のいわゆる江戸廻りに位置し、將軍にとっては利用しやすい鷹場であったといえるだろう。鷹狩の際は早朝から出猟し、「御弁当場」に当番の小姓が詰めて昼食の給仕を行ったことも記されている。

また、江戸からやや離れる東金（上総）と忍（武蔵）も登場する。こちらへ出向く際は複数日の滞在を伴うのが通例であったが、忍では文禄二年（一五九三）に隣接する鴻巣に御殿が建てられ、東金でも慶長十九年（一六一四）に街道と東金御殿が造営される。いずれも家康の関東入部当初から用いられた鷹場だが、秀忠も「毎年御用さへ無御座候へハ」、東金・忍で鷹狩をしたとあり（四一頁上段）、実際に『東武実録』などからも例年の出猟が確認できる。

この他、遠方の鷹場としては、吉良（三河）・下妻（常陸）が見えるが（三一頁下段）、鷹の訓練のため鷹匠を派遣するのみで秀忠自身の来訪は

見られない。このうち東海道沿いの吉良は、かつては豊臣家の鷹場に設定され、徳川家にとつても三河時代や駿府大御所時代の家康が使用した由緒ある鷹場であった。將軍の出獵機会が減少した後は、鷹匠が派遣されて鷹を飼養する取飼場としての機能を担っていたと考えられる。

これらの將軍家の鷹場に関して、秀忠が統制を命じた記事を一つ取り上げておく。事の発端は、秀忠が葛西筋に出獵した際に、他者による鷹狩の痕跡を発見したことにあった。その地は秀忠が独占的に使用する鷹場であり、他者の使用を許可していなかったのだろう。帰還後に「鷹場不作法」として井上正就と永井尚政に穿鑿を命じたところ、両者は、「御鷹場」を盗んだことが紛れもない状況であり、密かに見張らせて犯人を捕らえることを提案した。しかし、秀忠は「にくき者」なので捕えてしまいたいが、法度を出し抜くようにも思われるので、まず法度を広く触れてから番所を建て、他者が鷹を送り使わせることがないように指示した。(四一頁上段)。井上正就は寛永五年八月に殺害されるため、それ以前の出来事ということになる。

この記述から想起されるのが、寛永五年(一六二八)十月に出された鷹場令である²⁴。寛永五年鷹場令は、近世初期の江戸近郊鷹場の成立を示す史料としてしばしば引用されてきたが²⁵、上掲のエピソードは、この法令が触れ出される具体的な契機の一つと見られる。

まず、この法令により、江戸近郊の五十四村では黒印木札を与えられた者以外の鷹使用の禁止が命ぜられたが、まさにこれは該当地における將軍家の鷹狩権の独占を確認し、他者の使用を徹底的に排除するために出された法度といえる。また、第二条「上下のとをり鷹ハ、御鷹場之内はかり、宿次に相送へき事」は、従来の研究ではほとんど注目されていないが、上記エピソードから以下のように解釈できるだろう。すなわち、將軍家以外の上下の者の鷹を通過させるにあたり、「御鷹場」の領域内で

は鷹場を荒らさないように、或いは鷹狩をしていると怪しまれることがないように、早々に宿次で運ぶことを指示したと理解できる。

以上を踏まえるなら、寛永五年令は、將軍家による鷹狩の円滑な実施と將軍家鷹場の保全を目的とする法令であったと考えられるが、先行研究では、条文内容や触れ出された領域の分析に依拠した論が展開され、具体的な契機や事例に基づく検証がなされてこなかった。それだけに、將軍家の鷹場整備の背景の一つとして注目すべき記事といえるだろう。

さらに本史料は、家光と弟忠長の鷹場についても言及している(三二頁上段)。家光は、具体的な地名を示さないが「鷹の無之場」、忠長の鷹場は牟礼とされ、両者とも鶴の捕獲は許されなかった(「鷹ハ御免不被成候」)²⁶。時期は不明であり、特に家光將軍就任以前か以後かによっても解釈は変わってくるのだが、秀忠が鷹場支配権を握っていたことを示す記事として興味深い。

秀忠の鷹場支配権に関しては、さらに二点指摘しておこう。一点目として、『東武実録』によれば、先述の寛永五年鷹場令の発令に際し、加藤伊織(則勝)・戸田久助(貞吉)・小栗長右衛門(政次)・阿部新右衛門(重次)ら鷹匠四名に黒印木札を渡したとある。本史料を参照すると、この四名はいずれも秀忠の「御咄衆」を務め、その命を受けて活動することから、秀忠配下の鷹匠であったことがわかる。二点目として、「朝鮮人」(三一頁下段、寛永元年の家光將軍襲職の祝賀使節)から献上された五十居の鷹は、家光からまずはすべて大御所秀忠に上げられたことが判明する。以上二点とともに家光將軍就任以後の話であることが明らかだが、將軍家光・大御所秀忠の二元的政治状況下での秀忠の優位を示す事例である。將軍家光に「御作法」は譲っても、「所替知行被下候分」は譲らなかつたとする記述も見えるが(三三頁下段)、知行宛行権とともに、鷹狩に関する諸権限は、依然大御所秀忠の下にあったと推測できる。

2 献上品としての鷹

鷹の献上に関する記事も紹介しておきたい。將軍・大名等の主従関係の中で鷹が重要な役割を果たし、鷹・鷹場・「御鷹の鳥」等の献上・下賜のシステムや儀礼が成立していた点はよく知られており²⁷、また、史料にも見える松前が鷹供給地として機能した点や東北大名による鷹献上の意義については長谷川成一氏や菊池勇夫氏が明らかにしている²⁸。

まず、秀忠が献上された鷹を見分する記事だが(三〇頁下段)、ここでは秀忠が自身で全ての鷹を目利きしている。その際、弟鷹(だい、雌のオオタカ)は加藤則勝と手鷹匠衆、鶴(ハイタカ)は小姓や直重らが腕に据えたところから、相当数の鷹が集まっていたと思われる。見分対象には、諸大名による献上鷹を中心に將軍家鷹匠が確保した鷹も含んでいたと考えられるが、この時秀忠の目に適ったのは一居のみで、残りは全て献上元に返された(「其外ハ皆上り申候方へ御返被成候」)。また、秀忠の目利きは確かで、選んだ鷹は皆「御手鷹」になったという。一方で、選外となった鷹は鷹匠が飼養しても鶴捉には育たなかった(三一頁下段)。まとめると、秀忠の下に集まる全ての鷹が受納されたわけではなく、直々の見分を経て、気に入らない鷹は出元に返却される場合もあった。さらに、その後の鷹匠による飼養を経て、最終的に秀忠の手鷹となるのは一部の優秀な鷹のみであった、ということになる。

このように全国から多数の鷹が集まり、秀忠が直々に選別する仕組みが整っていたと思われ、永井直勝が知行地の笠間から多数の鷹を取り寄せて度々献上したことも記されている(三〇頁下段)。それだけに、珍しい「白鷹」を献上し²⁹、秀忠直接の指示により「御満足被成候由」を記した内書を発給された松前家は(三一頁上段)、大いに面目を施したであろう。この白鷹を気に入った秀忠は、ぜひとも鶴捉にすべく鷹匠小栗政

次に命じて東金へ派遣し、鶴を捉らえさせて、死期迫る病床から満足げに褒美を与えている(三一頁上段)。

献上品に対する秀忠の評価が明瞭に示される点で、一種の緊張感をもって鷹が献上される様子を垣間見ることができ、同時期の諸大名は、鷹をはじめ様々な献上を精力的に随時行っていた。しかし、時代が下ると献上行為の定式化が進み、毎年の献上時期・品目が固定化されていく。さらには、將軍から直書形式の礼状として発給される内書も三季(端午・重陽・歳暮)の時服献上に限定され³⁰、將軍・大名間の個別的情誼を取り持つ機能を喪失する。こうした後世の定式化した献上儀礼と比較する際に浮かび上がる緊張感こそが、元和・寛永期の献上の特徴ともいえるだろう。

鷹は天下人にふさわしい献上品であると同時に、秀忠が鷹と鷹狩を愛していた。この両点に、当時の鷹献上の意義を見出すことができる。

おわりに―「覚書史料論」の構築に向けて―

『元和寛永小説』の伝来状況や記者の検討とあわせて、鷹や鷹場に関する記事の分析を行った。その分析過程において、享保期に本史料を含む複数の「小説」と題する書冊が収集・編纂され、將軍吉宗の閲覧に供したことも判明したため、その全容の解明も急ぎたい。

最後に解題を結ぶにあたり、近世初期の覚書史料について付言しておきたい。幕藩制の形成期にあたる十七世紀前半の史料環境を見ると、その前後の時期と比べ、十分な史料に恵まれた時代とは言い難い。幕藩官僚組織が未成熟な段階にあることから後代のような組織的な記録作成は未整備であり、また、豊臣期のように豊富な書状が伝来するわけでもない。しかし、このような状況にあつて当該期の研究をリードしてきた政

治史の分野では、年寄（老中）奉書や寛永八年から作成される「江戸幕府日記」、そして、細川家の父子間の書状などの一次史料を駆使することにより、豊かな歴史像を描き出してきた。

こうした十七世紀前半の史料環境及び研究動向を踏まえ、今回取り上げたのが『元和寛永小説』という覚書史料である。覚書は、中世から近世への変革期を生きぬいた人物達によって、自身の体験や見聞の記憶が記録化されたものであり、自身や主家の功績の主張、子孫への伝達など、様々な動機の下で作成された。十七世紀には覚書が各地で作成され、まさに時代の産物と呼べる史料である。

桑田忠親氏はかつて、記録を日記・覚書・聞書の三種に大別し、それぞれの史料的価値について、史実の発生から史料成立までの時間の長短（「時間的価値」）で見れば日記が優れるものの、内容の豊富さ（「空間的価値」）では覚書・聞書が勝る場合も多く、総合的に見て、高い史料的価値が認められる覚書・聞書が数多く存在することを強調した³¹。

しかし、こうした指摘がありながらも、覚書の歴史史料としての価値は低く見られがちであり、十分に活用されてきたとは言いがたい。その後には、記憶の記録化という性格上、年月の経過に伴う記憶の取り違えや記者（回想者）自身による主観的記述・誇張が避けられない、という意識や躊躇が存在してきたものと考えられる。

だが一方で、桑田氏が指摘するように、覚書は記者自身の実体験に基づいて記述され、具体的かつ良質な情報を持つ記事が数多く含まれるというのも、また周知のことであろう。本稿では、花畑組の実態、秀忠による鷹場支配権、鷹の献上などに関し、多少なりとも具体的な説明を加えることができたが、いずれも、既知の史料には表れづらく、覚書ならではの情報と考えている。覚書史料中の具体的描写を用いることによって、従来とは異なる視点から空隙を埋め、新たな歴史像を描くことがで

きるのではないだろうか。

そこで、筆者は改めて覚書史料の活用を主張したい³²。個々の覚書を有効に活用するためには、記者の検討や編纂過程の分析とともに、同時代的な一次史料の扱い以上に厳密なテキスト評価・批判を行う態度が不可欠で、記者の記憶の取り違えや主観的記述を選別する作業が必要となる。しかし、十七世紀の歴史研究は諸分野においてすでに厚い蓄積があり、覚書史料を有効に活用するために必要な環境は十分に整っていると考えられる。

本稿はこうした覚書史料の活用に向けた試論であることも意識した。十七世紀は、人々の記憶を記録化する気運が一気に高まった時代である。その時代的産物である覚書史料を積極的に活用することで、これまで以上に豊かな十七世紀の歴史像を描き出すことができるだろう。近世初期の鷹狩の実態分析においても、覚書史料の利用は有効と思われる。

今後、一連の「小説」の分析作業とあわせて、「覚書史料論」の構築に向けた積極的な検討を重ね、手法を磨いていきたい。

〔謝辞〕

本研究は、JSPS科研費JP16H01964の助成を受けたものである。

- 1 『内閣文庫蔵書印譜』(一九六九年、内閣文庫)、七四頁。
- 2 註1前掲書、二〇頁。
- 3 太田和泉守(慶安三―享保十二)は諱を好敬(よしひろ)といい、延宝八年に家督を継ぎ千七百六十石、元禄十三年に増を受けて二千二百六十石、同十六年に従五位下和泉守。書院番・使番・先弓頭・大坂町奉行などを務めた(太田家は『寛永諸家系図伝』では「太田」、『寛政譜』では「大田」とある)。
- 4 保科主税(承応二―正徳二)は諱を正静(まさやす)といい、延宝三年に家督を継ぎ二千石、天和二年に増を受けて二千五百石。使番・目付・先弓頭などを務めた。
- 5 例えば、昌平坂本・福田本は「御召被成」のように基本的に「被成」を動詞の下に置くが、水野本では「被成御召」と表記する。
- 6 福田敬園は幕府味噌御用を務めた好書家とされる(三村竹清『本之話』岡書院、一九三〇年)。また、同データベースは福田敬園の蔵書印とする説も併記する。
- 7 水野本・福田本の奥書によると、原本の裏表紙には「此本板坂卜斎寛書一覽可仕旨、享保九年辰十一月八日、依上意同役各書写之」と記されていたとある。なお、福田本には、吉宗の奥儒者を務めた成島錦江信遍の序文が付属するが、水野本には備わらない。
- 8 徳川秀忠の動向、年譜については、福田千鶴『徳川秀忠 江が支えた二代目將軍』(新人物往来社、二〇一一年)に詳しい。
- 9 「前方の御小姓衆」、すなわち前任の小姓や「余の御小姓衆」(いずれも三八頁下段)という表現が見られ、記者は小姓を務めた経験を持つと推測できる。
- 10 慶長十八年の大久保長安死去時において、尚政は二十七歳、直清は二十三歳である。
- 11 『寛政譜』や『寛永諸家系図伝』は直重の出仕開始を元和四年とする。とすれば、先述した同五年の福島正則改易時の笠間滞在との整合性を検証する必要があるが、この時の秀忠は上洛中であり、父・兄が供奉していた。とすれば、十六歳の直重は供奉を免除され、父の笠間城で留守居を務めたと考えるのが自然であろう。また、小池氏は「松平伊賀守(忠晴)久々相煩申御訴訟申候付、其跡我等二被

仰付候」(二七頁下段)との記述に着目し、松平忠晴が慶長十二年より小姓、元和五年より小姓組番頭を務めることから、記者は「元和五年に秀忠の小姓となった人物」と推測している。

『寛政譜』の誤記、あるいは本格的な出仕が元和五年以降であった可能性も考えられるが、ここでは直重の出仕時期を「元和四年頃」と見ておきたい。

12 通常、書院番や小姓組番などの番方は、組ごとに、番頭―組頭―番士以下のラインで組織されたといわれる。しかし、『元和寛永小説』では、永井尚政以下の「組頭」(史料中では「書院番・御花畑組頭共」、書院番・花畑組の両組頭を兼任)の配下に酒井忠正以下の「番頭」(「御花畑番頭」)が付属し、組頭―番頭のラインで記録されている。この異同は小姓組番の成立事情とも関わる可能性があるため、本稿ではそのまま「花畑番頭」と記載した。

『元和年録』には、以下の記載がある。

- 一、同(元和八年)十一月三日被仰付候御役人、御小姓組之組頭、
- 一、一井上主計頭組 組頭 本多美濃守
- 一、二永井信濃守組 組頭 酒井下総守
- 一、三青山大蔵少輔組 組頭 秋田長門守
- 一、四松平右衛門大夫組 組頭 太田采女正
- 一、五板倉内膳正組 組頭 鳥居讃岐守
- 一、六秋元但馬守組 組頭 三浦作十郎

三三頁から列挙されるのは、元和九年七月の家光將軍宣下(秀忠西丸移徙が寛永元年九月)以後の在職状況と考えられるが、右記との比較からも、元和八年より後の在職者と確認できる。なお、秀忠期は年寄・側近等の内から任じられた同一人物が書院番・花畑組・小十人組の頭を兼務した。

13 『東武実録』寛永九年二月条。本多忠相・酒井忠正ら、本史料中で「花畑番頭」とされる人物と共に銀三百両を拝領している。

14 『御当家紀年録』寛永十一年六月是月条。

15 『万治年録』万治二年八月廿七日条。

16 小池進「江戸幕府直轄軍団の形成」(同『江戸幕府直轄軍団の形成』吉川弘文館、二〇〇一年、初出は一九九六年)三九〇―四四頁。註12で引用した『元和年録』の

記事などを根拠としている。

17 藤井讓治『江戸幕府老中制形成過程の研究』（校倉書房、一九九〇年）二七七～八六頁。秀忠死後の話ではあるが、小姓組番頭が「六人衆」の兼務であり、幕政に深く関わって老中等の幕閣を輩出していた点、しかし、幕政機構の再編に伴って寛永十五年以降に幕閣輩出機能を失う点を明らかにしている。また、福留真紀氏は、元来小姓組番頭は將軍側近そのものであったが、実戦が想定されなくなったことで一組織の長に変化したとの見方を提示している（同「近世前期小姓組番支配の一考察―支配方と番の自主運営―」『お茶の水史学』四五、二〇〇一年。のち同『徳川將軍側近の研究』校倉書房、二〇〇六年収録）。

18 小池氏による番士の家筋の分析では、小姓組番（花畑組）は譜代旗本子弟の召出（別家による取り立て）が多く、書院番と比べ將軍に近い存在とされる（同「秀忠大御所期の親衛隊」註16前掲書六五～八〇頁、初出は一九九六年）。

19 元和・寛永初期の元日儀礼に関しては史料による復元が困難だが、秀忠死後の寛永十年以後の状況を姫路酒井本「江戸幕府日記」で確認できる。参考までにまとめると、寛永十一年の場合、尾紀水の三家・松平光長・前田光高らは黒書院、他の四品以上は白書院、諸大夫以下三千石以上譜代は大広間にて御礼を受けている。この他の年については、三家以下も白書院となっている（川島慶子氏の分析も参照。同「寛永期における幕府の大名序列化の過程―元日の拝賀礼の検討を通して―」（西村圭子編『日本近世国家の諸相』東京堂出版、一九九六年）。なお、二木謙一氏が元和二年について、世子家光・二男忠長が黒書院、三家以下家門・国持が白書院、譜代・諸大夫・布衣・諸役人が大広間と分析しているが（同「江戸幕府正月参賀儀礼の成立」（林陸朗先生還暦記念会編『近世国家の支配構造』雄山閣出版、一九八六年。のち二木『武家儀礼格式の研究』吉川弘文館、二〇〇三年収録）、その根拠とした『元寛日記』について、小宮木代良氏が後世の作成である可能性を指摘している（同「近世武家政治社会形成期における儀礼について」（荒野泰典編『江戸幕府と東アジア』吉川弘文館、二〇〇三年。のち小宮『江戸幕府の日記と儀礼史料』吉川弘文館、二〇〇六年収録）。

20 元和期に「奥」への出入りを制限する奥方法度が整えられており（福田千鶴『春日局』ミネルヴァ書房、二〇一七年、九九～一〇三頁）、大御所になった秀忠の西

丸御殿も同様に制限されていたと考えられる。なお、本史料に女性が一切登場しないのも、直重がこの「奥」には関知しえなかったことを示している

21 江戸時代の武家屋敷の御殿構造を表向／奥向に区分し、さらに奥向を表方／奥方に分類する概念的な把握については、福田千鶴『近世武家社会の奥向構造』序章（校倉書房、二〇一八年）を参照した。

22 深井雅海『図解・江戸城をよむ』（原書房、一九九七年）、同『江戸城―本丸御殿と幕府政治』（中央公論新社、二〇〇八年）。

23 根崎光男「幕府鷹場の存在形態とその支配構造」（法政大学人間環境学会「人間環境論集」第三巻一号、二〇〇三年。のち同『江戸幕府放鷹制度の研究』吉川弘文館、二〇〇八年収録）。

24 寛永五年十月に江戸近郊の五十四村を対象に触れ出され、黒印札所持者による鷹使用の禁止などを命じた。『東武実録』に収録されたものを引用しておく。

村の名

一、御鷹 御意にてつかひ候者は、此御判（御黒印）木札にて可有之候之間、能々あらため 御判無相違者にはつかハせ可申事、

一、上下のとをり鷹ハ、御鷹場之内はかり、宿次に相送へき事、

一、御判なくしてつかひ候は、鷹師ともにとめ置、早々可申上事、

一、御判なくして鷹つかひ候を見出候者には御褒美可被下、もし見のかし候ハ、其もの曲事に可被 仰付事、

一、在々所々にあやしきもの一切をくへからさる事、

右此旨をあひ守へき者也

寛永五年十月廿八日

25 北島正元『江戸幕府の権力構造』（岩波書店、一九六四年）、大石学「享保期における鷹場制度の再編・強化とその意義」（『史海』二三・二四合併号、一九七七年。のち同『享保改革の地域政策』吉川弘文館、一九九六年収録）、根崎「江戸幕府鷹場制度の成立過程」（『幕藩制社会の展開と関東』吉川弘文館、一九八六年。のち註23前掲書収録）・同註23前掲論文、蛭田晶子「寛永五年「鷹場令」考」（『日本歴史』七三九号、二〇〇九年）など。蛭田論文が研究史をまとめている。

26 鷹狩の獲物となる鳥類には明確な序列があった。根崎氏は、將軍から下賜された

鷹場において大名が捕獲できる鳥は、拝領した鷹の種類によって規定されていたとする。例えば、雁捉の鷹を拝領した場合は、鶴・白鳥を除く、雁・鳴・鶉・雉・雲雀等を捕獲でき、鶴を捕獲するためには鶴捉の鷹を拝領するか、特別な許可が必要であった。また、「雲雀の狩場」のように、鷹場ごとに制限される事例も紹介する(根崎「鷹場の下賜をめぐる將軍と大名」註23前掲書、一二一〜六頁)。

27 大友一雄「鷹をめぐる贈答儀礼の構造—將軍(徳川)權威の一側面—」(『国史学』一四八号、一九九二年。のち同『日本近世国家の權威と儀礼』吉川弘文館、一九九九年収録)、同「近世の御振舞いの構造と『御鷹之鳥』観念」(『史料館研究紀要』二六号、一九九五年。のち同書収録)、岡崎寛徳「享保期における鷹献上と幕藩関係—津軽家を中心に—」(『日本歴史』六二二号、二〇〇〇年。のち同『近世武家社会の儀礼と交際』校倉書房、二〇〇六年収録)、根崎註26前掲論文。

28 長谷川成一「鷹をめぐる北の大名論」(同『近世国家と東北大名』吉川弘文館一九九八年)、菊池勇夫「鷹儀礼にみる松前藩の位置」(『地方史研究協議会』蝦夷地・北海道—歴史と生活—)雄山閣出版、一九八一年。のち菊池『幕藩体制と蝦夷地』雄山閣出版、一九八四年収録。

29 『寛政譜』でも、松前公廣が寛永七年十一月に「純白の黄鷹」を献上したことが確認できる。同月に秀忠は東金に出獵しており、死の前々年ではあるが、本史料中の記載(三二頁上段)に合致する。

30 土佐山内家の事例によれば、内書は寛永六〜十三年頃から三季の返礼に限定して発給されるようになる(大野充彦「江戸幕府発給文書について」(高知県教育委員会『土佐藩主山内家歴史資料目録』、一九九一年)。以後、三季以外の献上では、献上品を披露した旨を述べる老中奉書のみが発給となった。

31 桑田忠親『大名と御伽衆』(青磁社、一九四二年)一七一〜九二頁。覚書と聞書とは互いに混交し、それぞれの要素を加味しあっていることも指摘されるが、本稿でいう「覚書」は、桑田氏の述べる覚書・聞書双方を念頭に置いている。

32 近年では畑山周平氏が、島津家臣の覚書『長谷場越前日記』について諸伝本の比較作業からその系統や編纂過程を検討しており、中近世移行期の島津史研究における覚書等の編纂史料の活用について論じている(同「島津史関係史料研究の課題—近世初期成立の覚書について—」(黒嶋敏・屋良健一郎編『琉球史料学の船出

史料翻刻

国立公文書館内閣文庫所蔵の昌平坂本『元和寛永小説』（一五〇函一〇四号）を底本にした。

※凡例

- (一) 漢字は原則として常用漢字を用いた。
- (二) 変体仮名は原則として平仮名に改めた。ただし、助詞に用いられている江（え）、而（て）、之（の）等はそのままとした。
- (三) 繰り返しの記号は、「々」（漢字）、「ゝ」（平仮名）、「ゝ」（片仮名）、「く」（二字以上）とした。
- (四) 闕字は一字空き、平出は二字空きとするが、いずれも原史料の記述の通りとした。
- (五) 判別不能な文字は□で表した。
- (六) 人名については可能な限り『寛政重修諸家譜』等により補訂を行い、初出時に（ ）で傍注を付した。また、地名等の宛字・慣用字は原本のままとし、必要に応じて（ ）で傍注を付した。

（表紙）

「談話」

「元和寛永小説 全」

元和寛永小説

一、節分之夜、酒井雅楽頭勤、（徳川秀忠）台徳院様御代に正月のかさり松ちいさく共、本木を切不申枝にてかさり致し候得由、御法度被仰出候、

一、元日、御一門様ニハ御盃被下、則台にて呉服一重被下候、御譜代衆諸大夫ハ広蓋ニ而呉服被下候、惣番御礼不残御流被下候、其内表ニ被為成御座候、諸大名に呉服被下候、三千石以上ハ太刀折紙にて御座候、其刻惣番御流被下候、其過迄表ニ被為成御座候、

一、二日、諸大名御礼御座候、大大名にハ引渡御盃被下、台にて呉服拝領、其晩御謡初ニ而御座候、色々御作法御座候、

一、三日、少人の御礼ニて御座候、

一、六日、出家・社人御礼ニ而、不残一束一本一人く披露ニて御座候、

一、十五日、町人御礼申上候、是ハ両町奉行両脇二人く披露ニて候、町人之御礼申上候迄ハ被為立礼御請被成候、

一、廿日、御具足餅并御連歌之間へ被為成、少之間被為成御座候、

一、御嘉祥、大大名御縁側にて御相伴、則退出、御嘉祥過候迄表に被為成御座候、

一、八朔、三千石以上ハ皆一人く二直に御礼御座候、

一、御玄猪、餅皆直に 御手より不残被下候、朔日・十五日五ツに

御礼初候、致登 城候者少も御目見待候事無御座候、参勤之御礼も少も其者待候事無御座候、惣而被為成候刻、御供之衆待候事無

御座候、被 仰出候刻限相定被為 成候、

一、六半時に御ひんなり、五ツニ御膳上り、夫より奥江御はいり被成、五半頃過に御帳付、御年寄衆并惣様御奉公人御帳ニ付申候、一度も二度も其内御帳付之年寄衆出申候を御覽被成、表へ御出、年寄衆被為 召御用被 仰付候、其時分年寄衆酒井雅楽頭・本多上野介・土井大炊頭・安藤対馬守召御用被 仰付、其後表江被為 成御咄御座候、其衆二三十人も御座候内、頭二羽五郎左衛門・立花飛騨守隔番ニて登 城、寺沢志摩・加藤左馬、禪にて日野唯心・朽木卜齋其外大勢御座候、何れもかく番ニて登 城、其時分表に被為 成、首々御咄御座候、時により御咄染申候時は、一時も御座候、御用御座候時分少之間御座候、定而御振舞被下候、

一、其過候て右四人之年寄衆被為召、惣召之衆御座候、其衆永井右近大夫・阿部備中守・高力授津守・松平右衛門大夫・板倉内膳正・秋元但馬守・米津勘兵衛・嶋田次兵衛・伊丹喜之助被為 召、惣召ニて御座候、其時国大名方々大名衆方上り候進物、右近大夫披露ニて候、其刻不何寄御菓子上り候を則皆に 御前ニて被下候、

一、其間々に御花鳥迄切々御出被遊候、惣情御目見ニて御座候、銘々に御志次第第二大勢之中にて銘々御言葉被為掛候、

一、彼是之内八ツ成候、其時御膳ニて御座候、御膳上り候刻、軽き衆方上り候進物、監物・主計頭・周防守・信濃守 御前へ出披露ニて候、一、御膳上り、夫方暮六ツ過迄表へ御出不被成、皆御休候ためニて

候、

一、暮六ツ打候て表へ被為 成候、其時監物・主計頭・周防守・信濃守 御目見出、軽き衆方上り候進物披露ニて候、其後御鷹匠衆被為 召御鷹咄ニて候、其時加藤伊織・小栗長右衛門・阿部新右衛門・戸田久助召、御咄ニて候、其後真田隠岐守・梶仁右衛門・久世三四郎・坂部三十郎・近藤石見・横田甚右衛門被為 召之、昔有之御咄にて候、每晚御相伴ニて御料理被下候、其後阿部備中守・道三・永喜・安栖被召御咄ニ而御夜詰四ツニ過申候、夏は五ツ切ニて御夜詰過申候、阿部備中守・道三・永喜・安栖斗御咄出申候、

惣而御鷹上り候時、弟鷹ハ伊織又ハ御手鷹匠衆出据、不残 御覽被成候、鶴ハ御小姓衆其外我等共迄も据罷出候、其内ニて入御意網懸鶴一居御留、其外ハ皆上り申候方へ御返被成候、右近笠間方参候鷹多候へ共、一も不残皆々打次第度々ニ上ケ申候、右近代ニ蒼鷹二居上申候、一居ハ笠間、一居ハ最上ニて御座候を上ケ申候、笠間ニて打候蒼鷹鷹匠廿日程被飼兼申候、こたわり合候により不取候と見へ申二付、我等に翁申候へよし申二付、我等家来角右衛門小鳥網ニて鳥を追候得ハ殊外寄鶉多候由申候之間、其所へ参見申候へハ鶉四五十も一度ニ立申候、其中へ翁申候間、何之様子もなく取申候、其後最上方上り申候蒼鷹道にて我等ニ取飼申候、其蒼鷹我等ニ据罷出候へ由右近申二付、我等据罷出、則御目見仕候、山鶉弟鷹最上ニて一居打申候、是も上り申候へ共、夫は則右近拜

領仕候、

一、松前より替り候弟鷹上り申候、白鷹上り申候、直之 御書松前
二被下候処其御書籠相候間、御満足被成候由書直し可申由御祐筆
衆二被 仰付、御直之御書松前二被下候、

一、御他界之前年、唐根江被為成、其時白鷹片鳥屋にて御座候、御
馬附にて青鷲を取申候、則羈に可被成候得共片鳥屋に候間、来年
唐根江被為 成、羈に可被成 御意被成、肉を御上ケ被成候、次
年御煩にて唐根へも御出不被為成候而、長右衛門ニ參唐根にて羈
を取飼可申由被 仰付、唐根へ長右衛門參、脇まで取せ罷帰 御
目見へ仕候、長右衛門ニは大形覚候ハ金一枚・呉服一重被下候様
二覚申候、白鷹据候御鷹匠林物兵衛へ金子一枚被下候様二覚申候、
一、信長之時分白鷹上り、羈に信長御翁候処ニ、羈を迫害羈ハ取
不申候へ共羈取候由、信長秘藏之由に候、 台徳院様へ上り候白
鷹ハ羈も脇迄致候由御物語にて、御機嫌能御座候、正月十六日之
朝長右衛門罷帰候、右之御褒美にて御座候、正月廿四日ニ御他界
にて御座候、

一、白鷹、信長之時分も被相果候刻白鷹出申候故、大猷院様御時代
に白鷹出申候へとも上申間敷由にて白鷹上り不申候、白鷹 御他
界以後忍にて放申、白鷹ニ相添兄鷹之白鷹相添、白鷹二居にて惣
の廻りを飛あるき申由承候、大草半左衛門御鷹御秘藏之間、是を
放申候処、たゝるきつき鷹にて御座候か、はなし候へハ、半左衛
門後へ斗取付申、漸木のうらへ上を隠逃申候由、半左衛門物語ニ

て承候、半左衛門も泪を流候由半左衛門直に申候を承候、右之半
左衛門鷹ハ朝鮮人參候時分 大猷院様へ鷹五十居朝鮮人上申候、
不残 台徳院様江御上被成候、半左衛門鷹斗御目利にて御留置、
残ハ皆 大猷院様へ御返し被成候、其鷹ニ而御座候、

片鳥屋之御鷹とも鳥屋出に皆御覽被成 御目利ニ而、久助・新右
衛門被 仰付吉良へ被遣、羈に取飼候様二被 仰付候、少も御目
利違不申候、皆御手鷹ニ罷成候、残の片鳥屋伊織被 仰付下妻へ
被遣、羈に取飼候様ニ伊織二被 仰付候、御目利之外伊織つれ參
候鷹に羈取候鷹ハ大形無之、一ツニツ其内にて取候鷹も御座候へ
共、御手鷹に成候ハ一居も出来不申候、毎年其通二候、

一、御鷹野二被為 成候前方方々其筋へ長右衛門鳥見二被遣、羈
之しろ御聞被成、其羈のしろほと御鷹の肉乞御当被成候、其肉ハ
皆御直ニ御餌積被成被 仰付候、被為成候御鷹場

そふか いわふち 笠井 西あらい
六郷 板橋 池上 柳原

右八ヶ所にて御座候、夜の八半頃二被為 成候、羈を第一に被成、
雁・鴨にハ御構不被成候、八所の御弁当場も定り夫ゆへ直御台所
を以当番の御小姓衆參候、九ツ半時分ニ御昼成、八ツ二被為 成
候、又八半頃に被為 成候時は、八ツに御ひんなり申候、程遠候
故如此候、

一、柳原へ白鷹あそはしニ御成被成候、其時角田川にて御弁当上り
申候、其時分海へ被為 成、白鳥被遊候、

一、初菱喰参候時分、御鉄炮被遊ニ海へ被為成候、

一、大猷院様へ羈の無之場を御鷹場ニ被遣、羈ハ御免不被成候、

一、駿河様へ被進候御鷹場むれい筋ニ而御座候、羈ハ御免不被成候、

我等御供ニ参見申候、

一、右之白鷹（前別）□ニて替申候弟鷹何と申鷹ニて候哉と

吉田（吉田多右衛門種久力）太郎右衛門・岡本（岡本義保）宮内鳥屋出に見せ候へよし被 仰置、御上

洛にて御座候、其内兩人ニ長右衛門見せ申候、吉田太郎右衛門斑

鷹ニて久鷹と申鷹之由申候、岡本宮内ハ終に見不申替りたる鷹ニ

而御座候、昔より替たる鷹二名ハ無御座候、替たる見事成御鷹之

由申候、兩人一度ニ長右衛門・小栗忠左衛門所ニて見せ申候処ニ

兩人てんにて御座候、宮内、太郎左衛門申し候ハ、斑鷹・久鷹ニ

てハ無之候、久鷹とハ久しき鷹と書申候、山鶉の殊外古鷹を申候、

其外古帰と申候、久鷹ニてハ無之由宮内申候、其時宮内ハ不及申

那須衆も同道いたし見申候、宮内申違候ハ、何も命を捨申様ニ存

申候付、太左衛門つまり申、其時忠左衛門申候ハ、宮内申分ハ其

通ニ可申上候、太左衛門申分ハ其通可申上候、不入口論之由相濟

申候、

一、台徳院様、長右衛門・久助・新右衛門ニ被成 御意候は、吉田

太左衛門・岡本宮内ニ替鷹共見せ候へハ二人か別々ニ斗申、一所

ニ可有儀被 思召候、定而兩人之内一人利ニ叶候か可在之候間、

皆江尋可申由被成 御意候、併たかいニ秘書ニ可致候間、早速ハ

申間敷候、先無用ニ可致候由御意被成、見せ申共兩人可致に見せ

候事無用之由被成 御意候ハ、深き 御思案ニ而御座候かと存候、

一、国大名・諸大名参勤之 御目見御座候、国大名ニても上使ニて

も無御座候、則其進物上り 御目見ニ而御座候、

一、御暇被下候時も 上使ニてハ無御座、則御次ニ被下物ともなら

へ拜領、御暇にて候、

一、尾張・紀伊（徳川義忠）国御暇被進候刻ハ、御相伴ニ而御座候、一寄も寄

を切不申候、御秘蔵之御鷹兩人へ被下候、

一、松平宮内へハ雁取候逸物御存知被成候を被下候、其外へハ被下

候御鷹之覚ハ無御座候、

一、御能、諸大名御暇之前被 仰付候、亦参府之衆之御能御座候、

兩度ニても惣而御能は六ツに初申候、

一、公家衆御馳走之時御能御座候、只今とハ違御能組色々御座候、

唯今ハ五番ニて候、其時分は七番御座候、公家衆御馳走之時分御

相伴ニて御座候、

一、御口切に国大名ハ不及申、大名衆へも御数寄屋ニて御手前ニ而

御茶被下候、明ヶ六時分ニて御座候、

一、紅葉山江正月・四月行列、其外之月ハ行列ニ而無御座候、毎月

明ヶ六ツニ御 社参被成候、 御名代と申事ハ一度も無御座候、

一、毎月十七日、碁・将棋御座候、其時右之御咄之衆何も 御目見

ニて御座候、碁・将棋致見物候へ由 御意被成候、皆々致見物退

出ニ而御座候、

一、大形毎月十七日、論議御座候、論議無之時ハ浄土之法問・禅宗

之法間御座候、

一、十六日六ツ時分方御精進にて、御腰物も替、諸道具御膳迄も替り申候、毎月其通に候、

一、寄合場へ出候者、酒井雅楽頭・本多上野・土井大炊・安藤対馬・永井右近大夫・松平右衛門大夫・板倉内膳・秋元但馬・伊丹喜之助・嶋田次兵衛・米津勘兵衛、並水野監物・井上主計・板倉周防・永井信濃、京・大坂方公事上り申候、爰許二而御捌被成候は上方方公事集可申候間、皆御返し可然由、何もへ寄合之場二而右近申候、尤之由にて皆返し申候、右四人之衆御夜詰ニ出其日之公事之目録を以披露申候、右四人之内一人ハ 御城ニ詰申、右三人之衆目録を以披露申候、其次ニ寄合へ出候者不殘御召、余之年寄衆へ少も御構不被成、両町奉行ニ公事之様子被成御聞、則其寄合之公事両町奉行 御直ニ被 仰付之候、

一、盗人之御穿鑿強常々被 仰付、或火あふり・張付、すり八十の指をもき辻々にさらされ申候、盗人ハ絶不申物候間、不油断致穿さく候へ由両町奉行ニ被 仰付候、鼠と同前にて不絶物之由被成御意候、大炊頭申候ハ御普請之時分大手ニ猫をつなき候ハ、御城江參間敷由申候、 台徳院様被成 御意候ハ、舟ニも鼠住物にて候、無油断殺不申候へハまたふえ候間、当座ニ殺たるか能候間、無油断盗人致し候ハぬ様ニ可申付由、両町奉行ニ被 仰付候、世間之沙汰ニは万事大炊頭次第之様ニ申ならはし候へ共、少も左様にてハ無之候、世間にて申ふれ候は、上様は御ろくに候へ共、若

悪事ハ七の字にて御座候由、世間の沙汰にて候、

一、横目毎月晦日ニ其月の当番一人 御前へ御召、世間の様子又年寄衆之事共皆々直ニ申上候、毎月定横目其当番御召被成候、

一、ほていふり、札にて被 仰付候、無左候ハ、奉公人すくなく可有之候間、札へ可申付由被 仰付候、

一、松永^{松永}彈正、樽桶塀之覆ニ成程ニ致し候蕨繩も、後まで捨不申候様ニ蕨繩ニ致し、串柿も以来まで壁こまいニ成能候由、壁こまいに松永致し候、信長と合戦致ニ則負申、信長死候跡迄も強たより候由分別致し、焼草致し候、其中へはいり形見へ不申様ニ焼死申候、とかく分別者之由 台徳院様常々御断ニ而承候、

一、將軍宣下過候て、 御作法も 大猷院様江御讓被成候、雅楽頭ハ 將軍様江被進候、上野介ハ身体つふれ申候、対馬守致病死候、殘而大炊頭・主計頭・信濃守右三人年寄衆ニ被 仰付候、

一、御作法ハ被成御讓候へ共、所替知行被下候分は御讓不被成候、大猷院様御傍にて御奉公致候衆ニ被下度御知行之分ハ、雅楽頭を以 台徳院様江御披露被成候上にて 大猷院様被下候、

一、初之御書院番組頭永井右近大夫、其番頭大久保四郎左衛門、御書院番頭何も表二居申候間、右近番頭斗覚申候、御書院番組頭阿部備中守・御書院番組頭高力撰津守・御書院番組頭水野^{水野}隼人正・御書院番組頭松平^{松平}越中守、五人ニ而御座候、

一、後之御書院番・御花畑組頭共 永井信濃

井上主計頭少之間後ニ

森川^{森川}出羽守

召、御遠慮被遊二て兩方二て御養生被遊候、御菓もき、不申候付、
表二て御養生被成候、御菓あかり不申候間、大猷院様御意二而
御菓上り候様二と大炊頭申上候得共、上り申間敷と被成 御意候、
大炊頭申上候ハ、小松殿立通煩之内菓不参候由二候、夫を御まね被成
かと申上候、殊外御機嫌に合不申、大炊頭無文二て小松殿子細を
不存候、小松殿まねを何しに御まね可被成候、小松殿子細を永喜
二尋可申之由大炊頭へ被成御意候、只今迄色々御養生被遊御菓も
上り候へ共、御菓聞不申、時則究申候と被 思召、御菓上り不申
由被成御意候、御他界まで御菓上り不申候、御気色次第二悪敷被
為成、三日前二諸大名へ御逢被成、御煩之内節々出仕候由、御
意被遊候、

一、御煩詰り、其日之七半時分御気色悪由二而 大猷院様西之丸江
被為 成、暮六ツ過二名物之御道具共御前へ御ならへ、 大猷
院様を御召、此道具共名物二而 権現様御他界之其日被成御拜
領候、其吉例を以今日は御気色も悪候之間、被成御讓候、唯今迄
御おしミ候て不被遣事てハ無之由 御意被成候、

一、尾張・紀伊・水戸尾張を召、 將軍若候間、悪事候ハ、三人致相
談可申由、 御掟にて候、 権現様被為 御骨折天下御治被成
候、余方へ渡候天下二てハ無之候、三人衆能々可有心得由返々 御
意被成候、

一、掃部頭掃部頭・下総守御召、 御遺言候、
一、雅楽頭・讃岐守讃岐守・大炊頭被為 召、何も中を能御奉公可致之由

被 仰置候、大炊頭ハ御他界前日 將軍様へ御附被成候、

一、其後少之間御まところミ被成候と見へ申候、御目覚御かゆを上り
可申由 御意被成候付、我等罷出御かゆを出羽守へ渡し上申候、
御粥被 召上御力付候由 御意被成候、其晩ハ大雨二て御座候、
大成雨之由、出羽守・大蔵・信濃へ 御意被成候、出羽守申候ハ、
又も御かゆ被召上候事可有之候間、能致置候へと申付、我等其通
御台所衆へ申候内、四ツ二 御他界之由二御座候、

一、御他界之以後、御小姓衆皆てんに形を替申候、大炊頭・大蔵
亮・信濃守三人之衆其を留に小姓衆所へ参候へとも、はや形をか
へ申候、其節大炊頭申候ハ、駿河へ御隠居の由二て屋敷割迄被成
候へ共、御病者二被為成候間、駿河へ御越二ても駿河に有付間も
なく候ハ、皆々流浪致し、其上被召仕候者共 大猷院様能々御
存知有間敷候間、御隠居不被成候由被成 御意候、駿河江之御隠
居止申候、誰か申共利二叶候二被成御付候、

一、台徳院様太政大臣二而、御神二て御座候得共、御神二被為成候
へハ、 権現様 御威光薄クなり候間、仏二御遺言のよし大炊頭
申候、 禁中台徳院様太政大臣相国に 宣下御座候へハ、
台徳院様御辞退二て御座候、むかしより申伝へ候、太政大臣相国
に被為成候得は、御命詰候由申伝候、それを御考被成方、台徳院
様御繁昌之内、太政大臣相国二不被為成候、 権現様御他界の御
遺言二、相国太政大臣二被為成候は、御子孫を御守可被成由二て
被為成候、其御装束を御召、弓矢傍に御置、 台徳院様の様成御

子を御持、跡に被 思召置之儀ハ無御座候由、被成御意之由及承候、 台徳院様御他界之時分は太政大臣相国ハ神二候へ共、神に御いはられ候へハ 権現様御威光薄候間、仏に被 仰置候、御生かいの内太政大臣を御辞退候ハ、御命も詰り候とむかしより申伝候間、太政大臣相国不被為成候、御他界の時分ハ右の太政大臣御捨被成、御仏に被為成候、駿河様の御事御他界迄御一言も不被仰候由、大炊頭申候、定而余人へも被成 御意間敷と申候、信濃・大蔵はせめて形も替申候、大炊頭は形さへ替不申候由申候、 台徳院様御他界の前日、大炊頭 將軍様江御附被成候、夫ゆへ形替不申候、

御他界之節、出羽守退出申候刻申候ハ、御気色兼而方御本腹有間敷と存候へ共、只今御他界にて候、皆々むた骨被折候由出羽守申、宿へ行水二罷帰候、皆々さらはと暇乞申候、其後御供にて候、年寄衆何もとめに加々々爪を遣候、其迄ハ未御法不致候へ共、御供致候由加々々爪申候へ由にて、致御供候、

一、御煩之内御伽に山山川川可被遣由從 大猷院様御意被成付而、山川罷出御咄申上候、其外之衆も菓子・蜜柑・餅など能給候者 御前へ出たへ候様ニと信濃守・大蔵亮申候付、左候ハ、出給候へ由御意被成候、酒井下総守蜜柑四五十給申候、御前にて候故ケ詰りたへ兼候二付、御しかり被成候、福阿弥も其通候、余之衆ハ四五人もよく給候、其も出羽守脇より少宛取申その跡を給申候、それか少も御慰ニ成候事にてハ無之候、其通の御志は、太田備中守・

八木勘十郎八木守直・我等斗可存候、三人の年寄衆何事を被致候哉、少も御氣ニハ入間敷と申候、其通の御機嫌に入不申体ニ御座候、山川杯も 大猷院様被遣候へとも、少も 御意ニ入候体にてハ無御座候、皆々大猷院様御差図之様ニ相見へ申候、

一、御気色之御慰に甲陽軍被為成御覽候様ニと信濃守・大蔵亮・出羽守申上候処、信玄の事ハ真田隠岐守・梶伝右衛門・横田勘右衛門毎晩出はなし候処ニ、三人之者共何を聞甲陽軍御覽候様ニ申上候、三人之衆申候ハ甲陽軍ニハ軍法御座候由申上候、信玄小身ニ候へとも法度を能聞申候、軍法の作法ハ七番ニ有之候、三人之者は無文にて候、永喜ニ晩杯七書を持出皆々誦きかせ可申由被成御意候、其晩永喜七書を持出候、七書之内にてハ何を讀可申由申上候、そもんをよミ可申由 御意被成、三人の者共無文ニ候間、能々致合点候様ニ講釈致し聞せ可申由 御意被成候、

一、榊崎出羽、天寿院様をばい可申由御聞被成、切腹被 仰付候、其時分我等も覺申候、江戸中榊崎事にて候へともさわき申候、一、最上源五郎最上義隆身体相果候て城請取、本多上野介・永井右近大夫城受取ニ被 仰付候、福嶋迄参候処横目に最上へ被遣候花房弥左衛門・岡田次左衛門方城相違なく相渡し可申候由、福嶋迄申越候、則其時江戸まで注進申候、夫ニより無相違最上之城両人請取申候、一、其後最上・山方山形ハ鳥居左京鳥居忠政ニ被下候、新庄ハ戸沢右京戸沢政盛ニ被下候、上の山ハ土岐山城土岐頼朝ニ被下候、由利の近所三万石六郷兵庫六郷兵衛ニ被下候由にて、右之衆最上・山方へ何も着之刻上使、伊丹喜之助・高木

九兵衛上使にて上野介御科之由、兩人申渡候、

一、其御科ハ宇津宮城かなめの所ニ候間、城普請仕度由申上候、左候ハ、城普請致候へと御意被成候、又其後先城普請ハ止可申候由申上候、夫も心次第のよし被成 御意候へハ、日光江 御成之時分御留り被成、城御覽被成候へハ、すきと城普請致候、何もかも偽言申候よし、

一、福島左衛門大夫謀反致、其外西の国の者共皆々一様ニ罷成謀反致候由、御上洛被成可然由、上野介申上候、 権現様より被召遣、其上佐渡子ニ候間、偽ハ有之間敷と思召御上洛被成候へハ、何之様子も無御座候、皆偽言斗上野介申上候、

一、権現様江被召遣、其上佐渡奉公致候間、強も御たより可被成候得共、由利へ参候へ由、伊丹喜之助・高木九兵衛兩人上野介ニ申聞せ、身体相果申候、

一、最上へ右近 上使ニ参候時、右近指候団の指物我等にくれ申候、

一、台徳院様御他界四五年前廉覚申候、井上河内守・水野監物・永井右近大夫奥御小姓衆居申候処にて 御目見致候様ニ被 仰付候、

青山大膳・森川半弥時計の間に詰申候、 両大納言様、其外大名衆へも壺人成共下屋敷被下候事無御座候、 大猷院様御代ニ何も下屋敷被下候、むかしハ伯耆原・権田原、右近下屋敷其外むかしよりの下屋敷ハかりにて、大名衆も何もへ下屋敷不被下候、

一、本多中務大坂へ緑辺を組候由ニ而、大坂方ニ可成体を御存知有、大形生て居候ハ、身体つふれ可申由、信濃守何方に哉覽物語候

様ニ其時承候、

大久保相模守大坂前ニ御改易に候、其時分あれへ見廻申候分皆々御改易之由承候、

一、大久保石見守ハ猶以大坂方にて謀反工候由にて、切腹か御成敗在之候様ニ覚申候、是ハ我等駿河ニ幼少にて居申、大坂前の事にてしかと不存候、併石見召仕候頭立候者年寄衆皆々御預ケ候、右近大夫所へハ勘十郎と申者参候、夫は覚申候、

一、台徳院様御代之内、役御免被成候事無御座候、然共伊沢隼人正御膳番致候、親源七 禁中へ御附被成候、源七遠に居申候へ共、隼人正無心元可存候間、御膳番御免、表へ御出し被成候、其後

阿部对馬守御傍にて被召遣候を備中守無心元可存候間、中間へ出候へ由被成 御意、番頭御免被成、其跡諏訪隼人正ニ被 仰付候、松平伊賀守久々相煩申御訴訟申候付、其跡我等ニ被仰付候、其外にハ被 仰付候役人壺人も御免被成候事無御座候、

台徳院様御代に知行取御蔵米ニ而被下候事終ニ覚不申候、御知行御加増にて御座候、

一、仮諸大夫申事無御座候、

一、台徳院様折々 御意被成候ハ、人ハ死候跡にてならてハ善悪ハ知さる由 御意被成候、生かいの内ハ何そくるしミ有之候間、色々の事を申ものにて候、死候跡ならてハ人は善悪知不申由御意被成候、

一、国のさハかしき事を御嫌被成、御仕置被仰付候、

御機嫌能時分御咄に、筑（小早川秀秋）前中納言登句を紹（尾形巴）巴所へ点被遣候、

遠山の松の下なるかきわらひ

さきへはへあとへもとるなさねかつら

此二句点を取に越候、紹巴出来たる点のかけやう致候由、被成 御意候、

遠山の松の下成かきわらひ、御眼力寄特存候、さきへはへあとへもとるなさねかつら、紹巴点のかけ様さねかつらの御せつかん不入御事候は、いとしきかたへ御はへせ可被成候と点かけ申候、

一、井伊（直勝）兵部大鼓自まんにて、方々振舞ニ参先ニ而大鼓打候、近藤石見別而兵部目を掛られ申間、兵部ニ異見申、皆々鼓をほめ申候を誠に被思召間敷候、権現様先年被 仰付、其上御人体も能御座候、大鼓被遊候へハ、それも何もすたり候様ニ存候間、御心得被成可然由石見申候、夫方後ハ兵部大鼓止申候、

一、台徳院様常々御機嫌能時御物語被成候、無器用成芸を致候へは、うつけ二見へ候由 御意被成候、

一、物毎御見物被成候事、及もなき事ニ候、御能も嘶も無類御存知ニ候、役者共台徳院様善悪之儀を承度と申候、

一、小八郎まひを舞候付、扇子拍子を御聞知り廿年以前此扇子にて舞を御覚被成候、其後ケ様之扇子出来候哉と被成御尋候、小八郎申上候ハ 御意如被成候、廿年以前 御前にて此扇子にて舞申候、最早年より申候間此扇子にて 御前にて舞可申と宿にて何もへ申、廿年以前の扇子を持、今日 御前へ罷出舞申候、此通偽ニ候哉皆々

宿に居申候者ともニ御尋可有由、申上候、

一、御目利、（下）本朝新光光説二折々名物御道具掛候節、御目利を御習被成候、

大蔵亮御目利の刻、中古物より上之道具共掛御目候様ニと被 仰付候、銘尽之内方々を大蔵亮尋掛 御目候、夫も態とハ不懸御目候、御隙之時何その次而に被掛御目候、国ハ不及申古作迄御外之事終覚不申候、尤上作ハ御前ニ不残御座候間、中古物より上を斗御覽被成候、

一、大炊頭・信濃守・大蔵亮・出羽守四人致相談、頃日ハ御病者ニも被為成候間、何そ御遊山被成可然由談合申候、大炊頭申ハ我等も差添可申上候得共、御機嫌に不乗候ハ、何もしかられ可申候、左候ハ、被召遣候者ニ御事御欠可被成候間、先三人之衆罷出可申上由を大炊頭申付、三人罷出申上候由承候、御機嫌にのり不申、其俣御座敷御立奥江被為入、信濃守・大蔵亮・出羽守三人に壹月余も御言葉御掛不被成候、大炊頭斗何かの御用被 仰付候、一月余過大炊頭被為召、三人之者共何たる推参成事を申上候、唯今迄身をも御行被成候、何とて取乱し可被成由被成 御意候、推参成事を申上候由にて殊外御しかり被成候由承候、右四人之衆中の左様成事可申上体の様子にて無御座候、皆大猷院様御内証にて可有御座と存候、

安藤対馬守・水野監物相果候刻、御座之間にて御膳本盛斗上り奥江被為成、表へ御出不被成御愁歎にて御座候、井上主計頭・豊嶋（信綱）刑部と喧嘩之時分、主計頭仕合ニ付御愁嘆も可有御座と皆々

存候処ニ、少も御愁嘆無御座候、如列表へ被為成、少も御愁嘆無御座候、

一、太閤（豊臣秀吉）ハ手柄の人にて、足一本より天下治被申、自分の手柄点の打手も無之候、扱又不作法成人にて候、余の天下取其まねを致し候ハ、一の悪人にて可有よし、御他界の刻濟々、御意被成候、

一、越前御横目に石子（イマ、石河）衛門被遣候、珍敷飛入越前椿初に出来申、御花すきニ御座候間、御秘蔵被成、切々御庭へ被為成御覽被成候、我等花すきを御存知被成、脇ニも有之候かと御尋被成候、□（隠）にハ無御座候由申上候、接かへ一本石子三右衛門所御座候へ共、赤枝にて飛入ハ無御座候由申上候、余の者ハ大事ニても残候、是ハ名物にて候間、一口接山里に植候へ由信濃守ニ被、仰付候、初て飛入椿越前上り申候、徳永相果候付て御横目被遣候、白玉八重すなハち徳長椿と申九本御座候由にて、一本上ケ八本ハ、御意次第ニあけ可申由横目方申上候、珍敷椿を九本迄接置、一本も上不申ちくしやうのやつのよし被成、御意候、

一、台徳院様御代、大形毎日諸大名へ年寄衆饗応にて御座候、其御法度ニの膳、菜五ツ、酒三返、初はおりへ盃後ニ上戸衆に盃替り申候、其御法度破り候事ハ成不申候、茶之場振舞の様子ハ御数寄屋にて信濃守ニ被成御尋候、大形度々年寄衆振舞ニ参候事御存知ニ候、

一、元和四年午の年かと覚申候、或時御能の刻大地震ゆり申、大形不残皆々白洲へ出申候、大猷院様御迎ニは青山（青山）伯耆守・

内藤（内藤）若狭守御傍へ参候、駿河様御迎ニハ鳥井（鳥井）土佐守・朝倉（朝倉）筑後守、四人御傍へ参候、台徳院様御覽被成、四人ながら殊外御いかり御白眼被成候、四人ながら其所ニ罷在候、台徳院様御傍御腰物番ハ松平伊賀守番にて御腰物の御傍へ参候へとも、殊外御白眼被成候由承候、御能之時藤堂（藤堂）和泉守・金知院（金知院）御挨拶ニ御傍ニ居申候、兩人ニ被成御意候ハ、大成地震のよし御意ニ候、其時御能ニ弥右衛門狂言之内にて候由承候、弥右衛門少も仰天不致、狂言仕納申候由承候、

一、小畑勘兵衛宿にて申候、爰許さへ大成地震にて候、御城ハ猶以大に可有候、大形さわき皆々白洲へ出可申と存候、何も出候とも、台徳院様ハ御幼時より御奉公致し御志ハ存候、何も不残出候とも、台徳院様ニかきり御出被成間敷と申候、此通を申違間敷由、宿にて伴共に申候、権現様ニ御一心の分ハ御増被成候共不劣と常々申候、

一、唐根（唐根）へ被為、成候刻、はやく還御にて唐根御殿廻りへ被為成候、其時布施（布施）孫兵衛弓細に中り候由信濃守申上候へハ、射させ候得由被成、御意候、堀に真鴨番居申候を信濃守射申候へ由孫兵衛ニ申候、其鴨射申候得は下へあたり、矢をせをひおかへ参候を小十人組・御歩行衆追掛候得共、下へあたり候故、皆追はくれ、御前へ参候を、我等出向候ハ、とらへ可申と存、我一人追かけ候得は、鴨われら参候を見て本の池へ志参、そこにて鴨我等参向ひ候付、池へ志候付少たるミ申候、其時精を出し追申候間、鴨よわり

ひきく罷成候、池のはた四五間程になり我等とらへ 御目二かけ候、矢所を能く 御前にて被成御覽候、其後鳥持へ鳥相渡し申候、還御被成、御駕籠より御おり、御ゑんはなに被成御座、信濃守を召孫兵衛を被為 召、御召被成候御羽織御ぬき、直二孫兵衛二被下候、其俣御はいり被成、毎年御用さへ無御座候へハ、唐根・おしへ御鷹野二被為 成候、其刻大炊頭・右近へ御暇被下、知行へ参候、

一、笠井筋へ御鷹野二被為 成御覽被成候へハ、をきなハもきわた畑に還り、取飼候毛羽も其所二有之候を被成御覽、脇鷹盗も間見申候へ由、小栗長右衛門・戸田久助二御見せ、還御被成候刻、主計頭・信濃守を召、鷹場不作法二候間可致穿鑿由被 仰付候、兩人申上候ハ、御鷹場盜申候、紛も無御座候、人を忍付置候ハ、又盜に可参候間、捕可申由兩人申上候、尤にくき者二候間とらへ度候へ共、法度をたしぬき候様二候間、先普くふれ、其後番所をたて鷹をおくりつかはせ申間敷候由被成 御意候、つかい鷹にても無之ハ、氣遣可致候間、只おくり可申遣申候と見申鷹をは無油断急度捕へ可申由被 仰付候、其時分より嶋田彈正心付、辻番初申候、

一、千種筋へ御鷹野二被為成候時、上野を被成御覽、上野の下に町屋有之候二付而、上野へ火の用心悪候間、早々退候へ由、御鷹野より還御被成候、主計頭・信濃守へ被 仰付、還御被遊候、
一、台徳院様八ッ打御膳上り候以後か朝御膳後か御鉄炮被遊候、大

形ほしへ斗あたり申候、角のはつれたる事ハ終に無御座候、権現様御前にて、白鳥を（福書持）一夢も二放迄はつし申候由承候、鳥を被遊候得は、猶以はつれ候事無之候、

一、毎年小身成衆又ハ同心借シ屋敷など致候事御法度にて、横目衆御廻り借屋敷或ハ借申屋鋪など致候者候得ハ、皆屋敷御取上被成候、

一、福嶋大夫、御上洛之節身体果申候刻、江戸二被為指置身体果候、御科ハ謀反の由、上野介申上候付而身体果候、京都方廣嶋の城請取ニ安藤対馬守・永井右近大夫 上使二被 仰付、廣嶋の城請取ニ参候、国の留守居方へ大夫無相違城相渡候様ニと状指越申候、其状京都迄参候得共、京都にて御祐筆衆取落し跡より参候留守居の者方へ城相渡し候様ニ申遣候処、留守居の者申候ハ、大夫状不参候ハ、城相渡申間敷と申候付、対馬守・右近大夫致談合、城打破可申体を見申、加藤左馬はや大手へ人数を寄申候所へ被落候状参候、則留守居方へ其状為持、兩人者遣し候得は、城無相違相渡し可申由にて城請取申候、福嶋江戸にて身体果申刻、松平下野を被 仰付、御留守ニ被指置候、其時福嶋唯今松平（松平）隱岐守屋敷にて御座候、

被 仰渡候時、殊外江戸さわき申、就夫 大猷院様御用心被遊、御傍衆・御小姓衆も皆具足を 御城へ持、御城に詰申候、山川と 御城二詰候、其時分我等ハ笠間二罷在候、後に承候、右如申其御心得故ケ、国大名・諸大名へ下屋敷と云事不被下候、人少ニ

候事肝要に被 思召候かと存候、

(奥書)

右太田(本田好敬)和泉守家蔵之書也、享保元年丙申之秋、備 台覽、聞出自
保科(保科正勝)主税家、不知其実否、

昌平坂 (黒印)